

# 緊急事態宣言解除後の西東京市公共施設再開の流れ (案 ホームページ版)

西東京市における施設利用の「新ルール」適用

東京都  
STEP1  
5月25日

東京都  
STEP2

東京都  
STEP3

再開の時期	施設分類
(緊急事態宣言解除) ① 感染対策を講じつつ、解除後、すみやかに再開	<ul style="list-style-type: none"> <li>・図書館 (貸出サービスのみのみ)</li> <li>・公園 (ボール広場・複合遊具)</li> <li>・各種会議室・多目的室 (市庁舎・公民館施設除く。) 用途 会議・打合せ等に 限る。 ※施設により6月以降の再開あり</li> </ul>
(感染小長期) ② 解除後、おおむね1週間程度経過後に再開	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文化施設 (ホール等の一部)</li> <li>・スポーツ施設 (プール、トレーニング室等は民間スポーツジム再開時まで休止)</li> <li>・図書館 (制限付開館)</li> <li>・公民館 (制限付開館)</li> </ul>
(収束期) ③ 解除後、おおむね2週間から3週間程度経過後に再開	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校 (校庭)</li> <li>・高齢者施設 (創作活動等)</li> </ul>
(収束中) ④ 解除後、おおむね4週間程度経過後に再開	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校 (体育館等)</li> <li>・多目的室 (運動系活動)</li> </ul>
(収束中) ⑤ 解除後、当面の間「休止」⇒再開	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者施設 (運動系活動)</li> <li>・障害者施設 (会議等以外の用途)</li> <li>・調理室・入浴施設</li> <li>・多目的室 (コース・カラオケ等)</li> </ul>

再度の流行

適切な感染予防策を講じた上で、「全面開館」